

滋賀県理学療法士会役員選挙実施要綱（平成30年度）

公益社団法人滋賀県理学療法士会
選挙管理委員会

1. 選挙人について

- (1) 投票者は選挙人，立候補者は被選挙人でなければならない。
- (2) 選挙人，被選挙人資格について
 - 1) 選挙人及び被選挙人は平成30年4月2日の時点において，会員（正会員・名誉会員）として登録されている者とする
選挙人及び被選挙人の資格のない者は以下のとおりとする
 - ①休会者
 - ②会員未登録者
 - ③会員資格が停止されている者
 - 2) 選挙人，被選挙人名簿の作成
平成30年4月2日時点の会員台帳をもとに，告示日時点の選挙人名簿および被選挙人名簿を作成する。

2. 選挙の告示について

- (1) 選挙告示日は平成29年12月1日とする。
役員選挙告示は，士会ホームページ等に掲載する。
- (2) 上記（1）にしたがい，各種担当者に対して，告示日に掲載できるよう事前に提出する。

3. 立候補の受付について

- (1) 受付時期
 - 1) 立候補受付期間は，平成29年12月1日から平成30年2月28日消印有効とする。
- (2) 受付数が定数に満たない場合
 - 1) 立候補者が定数に満たない場合は，その旨を滋賀県理学療法士会理事会へ報告する。
 - 2) 報告を受けた理事会は，平成30年の総会までに推薦する。
- (3) 立候補届の様式
 - 1) 立候補届出方法
 - ①立候補者本人による立候補の場合は，「様式第1号」に基づき作成する。
 - ②推薦による立候補の場合は，「様式第2号」に基づき作成する。

③「様式第1号」、「様式第2号」ともA4版の大きさとする(滋賀県士会ホームページよりダウンロード可能)。

(4) 立候補届の郵送先：

1) 立候補届は手元にコピーを残し、下記に郵送して下さい。

2) 〒520-3046 栗東市大橋 2-4-1

済生会滋賀県病院 リハビリテーション技術科 小澤 和義 宛

4. 立候補届の受理

立候補期間終了時点の状態をもって正式受理とする。ただし、書類不備が発見された場合は受理を取り消すことがある。

立候補届を受理した際には、立候補届出受領書を交付する。

5. 立候補者一覧および選挙公報について

(1) 投票用紙

投票用紙を平成30年4月下旬に、職場代表者に一括で郵送する。個人会員の場合は登録住所に郵送する。

(2) 立候補者公示

立候補者の氏名や趣旨の公示については平成30年4月20日を目途にホームページ等に掲載する。

6. 選挙活動

立候補者およびその関係者は公序良俗に反する選挙活動を行い、または関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。

日本理学療法士協会ホームページを参照してください。

7. 投票について

(1) 投票期間：

平成30年5月7日～平成30年5月13日（消印有効）

(2) 投票方法：

投票は定数内連記方式とする

白票は有効投票とする

はがき（投票用紙）の郵送とする

8. 開票について

(1) 開票日

投票締切り後、速やかに行う。

(2) 開票立会人の選出

- 1) 開票立会人は、選挙管理委員ではない選挙管理運営委員の中から選出する。
- 2) 選出にあたっては5名を選出し、3名を立会人、2名を予備立会人とする。
- 3) 予備立会人は予め順位を定める。

(3) 無投票当選について

立候補者が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の候補者をもって当選とする。

(4) 当選人について

- 1) 定数内連記投票では、得票数の多い者から順に、選任順を決める。
- 2) 最下位同数票の場合は選挙管理委員立会いのもと、開票終了後1週間以内に抽選で選任順を決める。
- 3) 定数を満たさず、滋賀県理学療法士会理事会から推薦された理事・監事候補者は無投票当選とする。

(5) 選挙結果による選任順は士会ホームページ上で速やかに発表する。

9. 異議申し立てについて

- (1) 異議申し立ての期間は選挙結果公示日から1週間とする。
- (2) 異議申し立ての受付は電子メールによるものとし、申し立て先は選挙管理委員会とする。
- (3) メールアドレス：kozawa-k(a)saiseikai-shiga.jp
送信の際は(a)の部分を@に変更してください。

10. 当選証書の発行

総会において承認された後、速やかに交付する。

以上